

国民年金基金の2大ポイント！

①今にゆとり

例)課税所得400万円の場合

国民年金基金
掛金が年間

30万円の場合

掛金は、実質約**21万円**

社会保険料控除

⑥

3 0 0 0 0 0

左図は確定申告書の記載例



☆所得税が**約9万円軽減**！

※平成31年1月現在
軽減額は概算であり、課税所得金額や掛金額等により異なります。

掛金は**社会保険料控除**なので**ご家族分**の掛金も控除できる！

※生計を一にしている場合。詳しくはお問合せ下さい。

②老後にゆとり ～「人生100年時代」への備え～

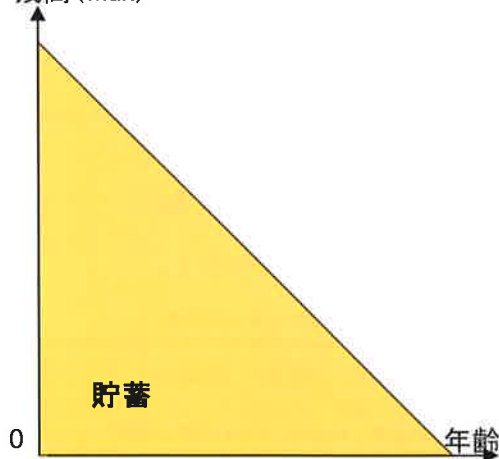
65歳を迎えた方の平均余命(厚生労働省 平成28年度版「簡易生命表」)



今後も寿命は伸びると予想される

⇒伸び続ける「老後」の備えに「**終身年金**」が有効！

貯蓄のみで生活費を賄うイメージ
残高(Max)



貯蓄+終身年金で生活費を賄うイメージ
残高(Max)



例)20年間、毎月4万円終身年金を受取った場合

4万円×12ヶ月×20年＝**960万円**受取れる

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

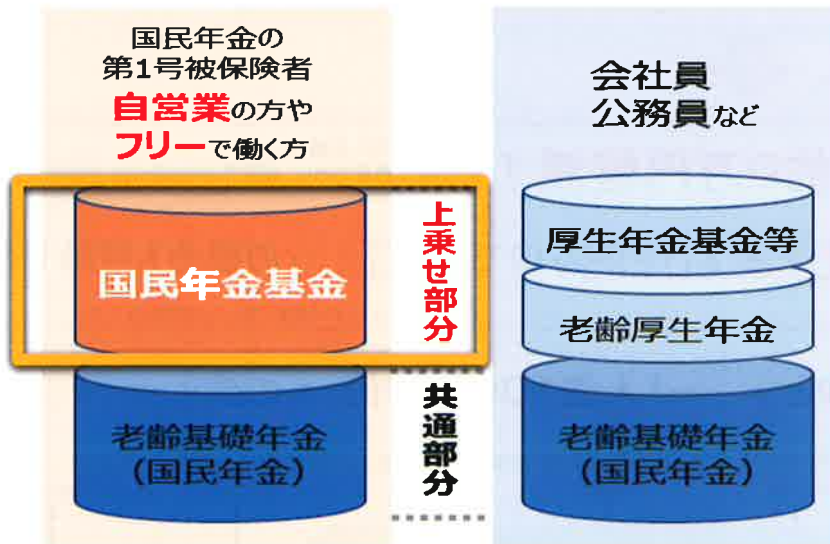


国民年金基金の新規加入者をご紹介します

(制度説明は、全国国民年金基金が行います)

国民年金基金 とは・・・？

自営業やフリーランス等、国民年金第一号被保険者の方々が安心して老後を過ごせるように、国民年金(老齢基礎年金)に上乘せをする**公的な年金制度**です。
設立の際など、厚生労働大臣の認可を受けています。



国民年金基金 5つのメリット

① 一生涯の受取

(長期化する老後に備える)

○65歳から受取る**終身年金**が基本ですので、
長い老後の生活に備えることができる。

② 年金額が確定、掛金額は一定

○加入時のプランにより、将来受取る年金額が確定します。
(途中で口数を変更しない場合、全期間掛金を支払った場合)

○加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。
(途中で口数を変更しない場合)

③ 税制上の優遇

(公的な年金だから、税制面でとても有利)

○**掛金**は全額社会保険料控除、税金が軽減されます。

(社会保険料控除なのでご家族分の掛金も控除可能)

○**受取る年金**は公的年金控除の対象となります。

○遺族一時金は全額非課税です。 ※平成31年1月現在

④ 万が一のときはご家族に一時金

○万が一早期に亡くなった時、ご家族に遺族一時金が
支給され、掛捨てになりません。(遺族一時金がないタイプもあります)

⑤ 自由なプラン設計

(生活に合わせて無理のない選択が出来る)

○ライフプランに合わせて、年金額や受取期間を設計できます。

○**月単位**で年金・掛金の額を口数単位で増減できます。

(例) 1月: 2口加入 → 4月: 3口増口 → 10月: 2口減口

○掛金を年度分(一年分)前納すると、割引があります。

⇒さらに裏面に **国民年金基金** のポイントを掲載！